

開発許可までの諸手続き 提出期限について

富士見市の都市計画法第34条第11号区域内における開発許可申請については、令和8年4月1日以降、申請ができなくなります。

そこで、開発許可申請を含む、各手続きの提出期限を以下のとおり設けましたので、ご確認及び期限厳守にてご対応いただきますようお願いいたします。

○法第34条第11号の立地基準で開発許可・建築許可を受ける場合の各手続きの提出期限

(1) 自己居住用かつ**非農地**の場合

①開発・建築許可申請⇒令和8年3月31日（火）まで
※相談票の提出は原則、不要です。

(2) 自己居住用かつ**農地**の場合

① 相談票 ⇒令和8年2月27日（金）まで
②開発・建築許可申請⇒令和8年3月31日（火）まで
※相談票の提出は、必要です。

(3) 非自己居住用の場合（**農地・非農地問わず**）

① 相談票 ⇒令和8年1月13日（火）まで
② 事前協議申請 ⇒令和8年2月 2日（月）まで
③開発・建築許可申請⇒令和8年3月31日（火）まで
※相談票の提出は、必要です。

【問い合わせ先】 富士見市役所 建設部建築指導課 開発指導グループ
電話 049-251-2711（内）420・423